行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成十三年政令第三百二十三号)新旧対照表

)をすることを目的とする政策 及ぼすことが見込まれたいものとして終発省全で気める変更を防ぐ
	ナー 1 i i 見入ま 1 な 1 らりこしの軽微な変更その他の国民生活
	、又は規制の内容の変更(提出すべき書類の種類、記載事
	除く。)をいう。以下この号において同じ。)を新設し、若しくは廃
	補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を
	民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用(租税、裁判手続、
	六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国
一~五 (略)	一~五 (略)
が共同で発する命令で定めるものを除く。	が共同で発する命令で定めるものを除く。
あっては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあっては総務大臣)	あっては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあっては総務大臣)
画及び立案をする行政機関の長(法第二条第一項第二号に掲げる機関に	画及び立案をする行政機関の長(法第二条第一項第二号に掲げる機関に
ことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企	ことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企
、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わない	、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わない
第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし	第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし
(法第九条の政令で定める政策)	(法第九条の政令で定める政策)
改 正 前	改 正 後
(傍線部分は改正部分)	